社会福祉法人宝国洗心会 役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人宝国洗心会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第２条　当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

（費用弁償）

第３条　役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は、本規程の定めに拠らず、旅費規程の規定に則り、費用弁償されるものとする。

２　交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（１）理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

|  |  |
| --- | --- |
| 姫路市内 | 3,000円 |
| 姫路市隣接市内 | 4,000円 |
| その他 | 5,000円 |

（２） 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

|  |  |
| --- | --- |
| 姫路市内 | 3,000円 |
| 姫路市隣接市内 | 4,000円 |
| その他 | 5,000円 |

（改廃）

第４条　本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

１．この規則は、平成29年7月18日から施行する。